

## NPOきろる熱海の会 会則

### 第1条 (名称)

本会の名称はNPOきろる熱海の会と称する。

### 第2条 (事務所)

本会の事務所は、会長宅に置く。

### 第3条 (目的)

本会は、熱海市に住む人々の生活環境やこの街を訪れる人々の利便性、および加速度的に変化する高齢者社会などを、一市民の目で客観的に捉え、これら社会環境の向上に繋がる企画を立案、実践することとし、もって熱海市地域社会の一助となることを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は第3条の目的を達成するための事業を行う。

また、行う事業は、第11条の役員会で役員の合議によって決定し、その旨を附則に記すこととする。

### 第5条 (資金)

本会の目的を達成するための資金は次のものとする。

- (1) 第7条の会費
- (2) 寄付による金品
- (3) 物品販売及び催事などで得る収益
- (4) 公・私的機関等の助成金および補助金

### 第6条 (入会)

本会の目的、主旨に賛同するすべての人が、入会できる。

### 第7条 (会費)

会費は役員会にて定め、その旨を附則に記すこととする。

### 第8条 (会員)

会員は第10条の総会に可能な限り出席し、第3条の目的に沿う事業の提案や企画について論議することができる。

- 2 希望者は、物品販売のボランティアが出来る場合がある。

## 第9条（役員）

本会には次の役員を置き、選任は役員の間選によるものとする。

- (1) 会長 1名 （会を統括する）
  - (2) 副会長 1名 （会長の補佐及び代理をする）
  - (3) 会計 1名 （会費など金品の収支を管理する）
- 2 本会には 監事 1名を置き、会計及び事業の監査をすることとする。

## 第10条（総会）

総会の開催日は役員会で役員の間議によって決定し、その旨を附則に記す。

- 2 総会は全会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。
- 3 総会に出席出来ない会員は、他の会員若しくは会長を代理人として表決を委任することが出来る。
- 4 前項3の場合における前項2の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

## 第11条（役員会）

役員会の開催日は役員の間議によって決定し、その旨を附則に記すこととする。

- 2 役員会は全役員の間分の2以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上をもって決議する。
- 3 役員会には役員以外の会員も出席して発言をすることができる。

## 第12条（退会）

会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

## 第13条（拠出金品の不返還）

既納の会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

## 第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

## 附則

1、事業は次に掲げるものを行なうこととする。

- (1) 市内の路線バス停留所にベンチを設置する。
- (2) 主に高齢者向けの安価な「憩いの場」の提供。
- (3) その他、第3条の目的に沿うものとする。

- 2、会費は、年額2,000円とする。但し、当該事業年度の途中1月1日以降に入会した場合、その会費は次年度分として取扱うものとする。
- 3、総会は、年に一回とし、開催日は役員会で決める。また、会員の要請および役員が必要と認めた場合は、臨時の総会を開催することができる。
- 4、役員会は基本毎月第1火曜日10:00～12:00とする。
- 5、チャリティーショップ熱海での物品の販売は、ボランティア希望者の中から送出することとする。
- 6、上記5の販売する物品を全会員で出来る限り収集するものとする。
- 7、この会則は、平成27年4月1日より施行する。

平成27年6月1日 改訂

平成27年10月1日 改訂

平成28年1月1日 改訂

平成28年6月1日 改訂